

専 決 処 分 書

令和3年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第4号)

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和3年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
別記のとおり

令和4年3月31日

伊丹市長 藤原 保 幸

令和 3 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
(第 4 号)

令和 3 年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 4 号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,621 千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,123,67
4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,543,672	9,621	2,553,293
	1 後期高齢者医療保険料	2,543,672	9,621	2,553,293
歳入合計		3,114,053	9,621	3,123,674

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,011,238	9,621	3,020,859
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,011,238	9,621	3,020,859
歳 出	合 計	3,114,053	9,621	3,123,674

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	2,543,672	9,621	2,553,293
1 後期高齢者医療保険料	2,543,672	9,621	2,553,293
1 後期高齢者医療保険料	2,543,672	9,621	2,553,293
歳入合計	3,114,053	9,621	3,123,674

節		区 分	金 額	説 明
1	現年度分		9,621	現年度分 6,388 過年度分 単位 3,233

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,011,238	9,621	3,020,859	—	—	9,621
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,011,238	9,621	3,020,859	—	—	9,621
1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,011,238	9,621	3,020,859	—	—	後期高齢者医療保険料 9,621
歳出合計	3,114,053	9,621	3,123,674	—	—	9,621

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
—			
—			
—	18 負担金補助及び交付金	9,621	(18 負担金補助及び交付金 保険料納付金 9,621) 9,621
—			